緊急開催！

2012年 中小企業のオーナー・資産家が知っておきたい 税制改正のポイントと影響

2012 年度の税制改正大綱が昨年 12 月 10 日に決定されました。混迷を続けた 2011 年度の税制改正が 11 月 30 日にようやく成立し、かつ消費税の増税を含む「社会保障と税制の一体改革」が 2013 年度以降に改正予定のため、今回の税制改正は 2011 年度税制改正で積み残された項目を中心とした小幅な改正にとどまっています。そこで、**今回のセミナーでは 2011 年度の税制改正の重要なポイントの確認と今後の税制改正の流れ**を踏まえながら 2012 年度税制改正についてわかりやすく解説します。

【第１部】税制改正の潮流と所得税・相続税の改正［13 時 30 分～14 時 30 分］

１．2011 年度税制から 2012 年度税制改正、
　　さらに 2013 年度以降の「社会保障と税制の一体改革」のポイント
２．2011 年度税制改正のポイント
　①復興増税（所得税、住民税）
　②証券優遇税制の２年延長（配当および譲渡益）
　③店頭 FX（店頭デリバティブ取引）が申告分離課税（２０％）等
３．2012 年度税制改正のポイント
　①給与所得控除額の上限の設定
　②役員退職所得課税の見直し
　③居住用財産の特例・住宅ローン控除の改正
　④贈与税の非課税措置の見直し等

【第２部】法人税の改正［14 時 45 分～15 時 45 分］

１．2011 年度税制改正のポイント
　①復興増税（法人税）
　②法人税率の引き下げ（３０％から２５．５％へ）
　③800 万円以下の軽減税率の引き下げ（１８％から１５％へ）
　④減価償却制度見直し（定率法の圧縮）
　⑤欠損金の繰越控除制度の見直し等
２．2012 年度税制改正のポイント
　①少額資産、交際費等の租税特別措置の一部延長
　②中小企業投資促進税制等の特別償却等の改正等

NCB R&C会員様 もしくは 西日本シティTT証券お取引先様 無料

＊新規ご入会随時受付中！
お申込みについては、お気軽にお問合せください。

定員：７０名

中田公認会計士事務所 所長
公認会計士・税理士
中田（なかた）　和重（かずしげ）　氏

早稲田大学政治経済学部卒業、公認会計士試験合格後大手監査法人にて上場企業などの監査業務に従事。1989 年中田公認会計士事務所開設。現在、企業の成長発展を支援するための顧問業務をはじめ、財務体質改善のコンサルティングおよび相続・事業承継対策にも活躍中。

実施概要

＊受講票は発行いたしません。
受付にて名刺をご呈示ください。

日　時　平成24年2月15日（水）　13：30～15：45（受付 13：00）

会　場　福岡市博多区下川端町２－１ 博多座・西銀ビル１３階
＊会場には駐車場の準備はしておりません

受講料　NCB R&C 会員 もしくは 西日本シティ TT 証券お取引先：**無料**　／　**一般：**1名様 5,000 円、2名様以上（1名様につき） 4,000 円
※消費税・テキスト代を含みます

◆受講料は３日前までにお振込ください◆
（振込手数料は貴社にてご負担願います。）
お振込先 西日本シティ銀行 博多支店
「㈱ＮＣＢリサーチ＆コンサルティング」
普通預金　No. １２４５１４５

お申し込みは下記にご記入後、FAX ０９２－２６３－１５４５までお送りください。

フリガナ 貴社名 HP	□ NCB ﾘｻｰﾁ&ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞ 会員 □ 西日本ｼﾃｨ TT 証券お取引先　□ 一般
ご住所（〒　　―　　）	ＴＥＬ　（　　） ＦＡＸ　（　　）
お申込み責任者　（フリガナ　　） 氏名	部署 / 役職

ご参加者名（フリガナ）	部署・役職	性別	年齢
(ﾌﾘｶﾞﾅ　　)		男・女	
(ﾌﾘｶﾞﾅ　　)		男・女	

＊請求書の発行はいたしておりません。必要な場合はお申し出ください。
＊取り消しの場合は開催日の３日前までにご連絡ください。セミナー当日のキャンセルはご返金致しかねます。
＊当社の都合により開催を中止する場合は、お預かりしております受講料をご返金させていただきます。

お申し込み・お問い合せ先
西日本シティ銀行グループ
株式会社 NCBリサーチ&コンサルティング セミナー事業部
〒812-0027　福岡市博多区下川端町2-1 博多座・西銀ビル13階
TEL.(092)282-2662　FAX.(092)263-1545

お預かりした個人情報は、当社が定める「個人情報保護方針」に従って、適切に取り扱いいたします。尚、上記お申し込み情報をもとに、今後 NCB ﾘｻｰﾁ&ｺﾝｻﾙﾃｨﾝｸﾞもしくは西日本シティ TT 証券から各種サービスのご提案、ご案内をさせていただく場合があります。